

2025 年 12 月 3 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 パ ワ ー エ ッ ク ス

代 表 者 名 取締役 代表執行役社長 CEO 伊藤 正裕

(コード番号：485A 東証グロース市場)

問 合 せ 先 執行役コーポレート領域管掌 藤田 利之

(TEL：03-4400-7296)

募集株式の払込金額及びブックビルディングの仮条件決定のお知らせ

2025 年 11 月 21 日開催の当社取締役会において決議いたしました公募による募集株式発行等につきましては、募集株式の払込金額等が未定でありましたが、2025 年 12 月 3 日開催の当社取締役会において、下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

なお、当該払込金額は、後日ブックビルディング方式により決定する予定の発行価格及び引受人より当社に支払われる金額（引受価額）とは異なりますのでご注意ください。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- | | |
|-----------------------|---|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1 株につき 金 1,020 円
(ただし、引受価額が払込金額を下回る場合は、当該募集株式発行を中止する。) |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 4,250,034,000 円 |
| (3) 仮 条 件 | 1,200 円から 1,220 円 |
| (4) 仮 条 件 の 決 定 理 由 等 | |

仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

2. 第三者割当による募集株式発行の件

- | | |
|------------------|------------------|
| (1) 募集株式の払込金額 | 1 株につき 金 1,020 円 |
| (2) 募集株式の払込金額の総額 | 1,283,364,000 円 |

この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

3. 当社指定販売先への売付け（親引け）

当社が引受人に対し、売付けることを要請している指定販売先（以下、「親引け予定先」という。）の状況等について以下のとおりお知らせいたします。

（１） 親引け予定先の状況等

- | | |
|-------------------|--|
| ① 親引け予定先の概要 | パワーエックス従業員持株会（理事長 澤 健介）
東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号 ミッドタウン・
タワー43 階 |
| ② 当社と親引け予定先との関係 | 当社の従業員持株会であります。 |
| ③ 親引け予定先の選定理由 | 当社の従業員の福利厚生のためであります。 |
| ④ 親引けしようとする株券等の数 | 未定（募集株式のうち、41,600 株を上限として、
公募増資等の価格等とあわせて 2025 年 12 月 10 日
に決定する予定）
※取得金額の上限として要請した金額を仮条件の
下限価格により除して算出した見込みの株式数
（100 株未満切捨て）であります。 |
| ⑤ 親引け予定先の株券等の保有方針 | 長期保有の見込みであります。 |
| ⑥ 払込みに要する資金等の状況 | 当社は、払込みに要する資金として、従業員持株
会における積立て資金の存在を確認しております。 |
| ⑦ 親引け予定先の実態 | 当社の従業員で構成する従業員持株会でありま
す。 |

（２） 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、下記【ご参考】の「2. ロックアップについて」をご参照ください。

（３） 販売条件に関する事項

販売価格は、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する公募による募集株式の発行価格と同一となります。

この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数（株）	公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
株式会社 FAROUT	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	4,970,000	12.95	4,742,000	11.14
アキュメン株式会社	東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目 20 番 1 号	4,956,000	12.91	4,456,000	10.47
伊藤 正裕	—	3,399,000 (3,399,000)	8.85 (8.85)	3,399,000 (3,399,000)	7.99 (7.99)
今治造船株式会社	愛媛県今治市小浦町一丁目 4 番 52 号	2,184,000	5.69	2,184,000	5.13
日本瓦斯株式会社	東京都渋谷区代々木四丁目 31 番地 8 号	1,140,000	2.97	1,140,000	2.68
伊藤忠商事株式会社	東京都港区北青山二丁目 5 番 1 号	900,000	2.34	900,000	2.11
Spiral Capital Japan Fund2 号投資事業有限責任組合	東京都港区虎ノ門五丁目 11 番 1 号	773,000	2.01	773,000	1.82
持田 昌典	東京都港区	696,000	1.81	696,000	1.64
Double Hawkfeather Pte. Ltd.	315 Outram Road, #12-10, Tan Boon Liat Building, Singapoer 169074	578,000	1.51	578,000	1.36
戸田建設株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目 8 番 5 号	558,000	1.45	558,000	1.31
計	—	20,154,000 (3,399,000)	52.50 (8.85)	19,426,000 (3,399,000)	45.65 (7.99)

この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

- (注)
1. 所有株式数及び株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合は、2025年11月21日時点のものです。
 2. 公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに募集株式発行及び引受人の買取引受による売出し後の株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合は、2025年11月21日現在の所有株式数及び株式（自己株式を除く。）の総数に、公募による募集株式発行、引受人の買取引受による売出し及び親引け（41,600株（取得金額の上限として要請した金額を仮条件の下限価格により除して算出した見込みの株式数（100株未満切捨て）です。）として算出しており、発行価格決定日（2025年12月10日）において変更される可能性があります。）を勘案した場合の株式数及び割合になります。
 3. 株式（自己株式を除く。）総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しています。
 4. （ ）内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容
該当事項はありません。

(6) その他参考となる事項
該当事項はありません。

この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

[ご参考]

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

- | | | | |
|-----|------------|---|---------------|
| (1) | 募集株式の種類及び数 | 当社普通株式 | 4,166,700株 |
| (2) | 売出株式の種類及び数 | ① 引受人の買取引受けによる売出し | |
| | | 当社普通株式 | 4,221,600株 |
| | | ② オーバーアロットメントによる売出し(※) | |
| | | 当社普通株式 | 上限 1,258,200株 |
| (3) | 需要の申告期間 | 2025年12月3日(水曜日)から
2025年12月9日(火曜日)まで | |
| (4) | 価格決定日 | 2025年12月10日(水曜日) | |
| | | (発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。) | |
| (5) | 申込期間 | 2025年12月11日(木曜日)から
2025年12月16日(火曜日)まで | |
| (6) | 払込期日 | 2025年12月18日(木曜日) | |
| (7) | 株式受渡期日 | 2025年12月19日(金曜日) | |
| (8) | 仮条件決定の理由 | 上記仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、当社と事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定しました。 | |

(注) 上記(1)に記載の募集株式の一部は、引受人の関係会社等を通じて、欧州及びアジアを中心とする海外市場(ただし、米国及びカナダを除く。)の海外投資家に対して販売されることがある。

(※) オーバーアロットメントによる売出しについて

上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が行う売出しであります。したがって、上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少又はオーバーアロットメントによる売出しそのものを全く行わない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が当社株主であるアキュメン株式会社(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式1,258,200株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上場(売買開始)日から2026年1月15日までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)、モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、貸株人から借入れる株式の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出

この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、貸株人から借入れている株式の返還に充当し、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社と協議の上、シンジケートカバー取引を全く行わないか又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

2. ロックアップについて

公募による募集株式発行及び引受人の買取引受による売出しに関連して、当社株主及び売出人並びに貸株人であるアキュメン株式会社、売出人である株式会社 FAROUT、日本郵船株式会社、FRONTIER X LIMITED、みずほ成長支援第4号投資事業有限責任組合、未来創造投資事業有限責任組合、笠松 純、当社株主である、今治造船株式会社、日本瓦斯株式会社、伊藤忠商事株式会社、Spiral Capital Japan Fund 2 号投資事業有限責任組合、持田 昌典、Double Hawkfeather Pte. Ltd.、Southern Route Maritime, S.A.、Japan Airlines & TransLink、Innovation Fund, L.P.、JA 三井リース株式会社、株式会社辰巳商会、損害保険ジャパン株式会社、森トラスト株式会社、BEMAC 株式会社、諸藤 周平、センコーグループホールディングス株式会社、ナミックス株式会社、石油資源開発株式会社、NEC and Translink Orchestrating Future Fund, L.P.、株式会社安川電機、AFA 合同会社、四国電力株式会社、パワーエックス従業員持株会、Ben Ferguson、笠原 健治、ちゅうぎんインパクトファンド投資事業有限責任組合、浅田 一憲、大西 英之、樋口 敦士、Fendi Chen (Ying Tung Chen)、漆間 良成、永伸商事株式会社、王 貞治、吉田 誠之助、小川 雅人、合同会社 K4 Ventures、山本康正、Mark Tercek、吉野 次郎、フードテクノエンジニアリング株式会社、Paolo Cerruti、Caesar Sengupta、Paul Kuo、見満 周宜、戸矢 博明、藤田 利之、高岡 美緒、国吉 誠、Christina Trojel-Hansen、上田 卓矢、野田 憲司、呉 兆顕、佐藤 昌子、池添 通則、株式会社ウェルフェアグループ、チェン ミンミン、王 曉霞、宮原 一郎、青木 良行、大江 太人及び夕田 清史並びに当社の新株予約権者である 84 名は、共同主幹事会社（三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社、モルガン・スタンレーMUF証券株式会社及びSMB C日興証券株式会社）に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の 2026 年 6 月 16 日までの期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。）等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

また、当社は、共同主幹事会社に対し、ロックアップ期間中、共同主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、2025 年 11 月 21 日開催の当社取締役会において決議された三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨を約束する書面を差し入れる予定です。

なお、上記のいずれの場合においても、共同主幹事会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」（並びに訂正事項分）は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。

また、親引け先は、共同主幹事会社に対して、当該親引けにより取得した当社普通株式について、株式受渡期日（当日を含む）後 180 日目の日（2026 年 6 月 16 日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定です。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

以 上

この文書は一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的に作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。なお、「新株式発行並びに株式売出届出目論見書」(並びに訂正事項分)は引受証券会社より入手することができます。

また、この文書は、米国における証券の販売の勧誘ではありません。1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか、又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、米国においては証券の募集又は販売を行うことはできません。なお、本件においては米国における証券の募集は行われません。